

広島市お知らせ

予算特集号
29. 5. 10.

発行 広島市役所市長室広報係 印刷所 中本印刷株式会社

昭和二十九年當初予算

一般会計 二十二億五千二百三十九万三千元
特別会計 十四億八千三百五十九万四千円
企業会計 五億三千九百二十万六千元

広島市の昭和二十九年當当初予算は、三月定例市議会において約一ヶ月間に亘る審議の結果、原案を一部修正して三月三十一日可決されました。これにより本年度當初予算総額は、四十二億七千五百九十九万三千元に決定しました。
なお、これに前年度繰越予算、一般会計三億九千六百五十六万八千円、特別会計三千五百万八千円が加わりましたので、全体で四十七億六百七十六万九千円となりました。

予算編成の指針

終戦以後逐年増進してきた物価の騰貴と都市建設に伴う事務事業の増大等により、昭和二十八年における財政運営は非常に困難をきたしましたので、経理運営に当りましては予算及び資金制度を採用し、又、経常費の圧縮等により極力財政赤字の累積防止の手段を講ずるとともに、新規財源の獲得につきましても種々努力をして参りました。本年度の予算編成に当りましては、昭和二十八年の実績を基礎として政府が決定いたしました昭和二十九年地方財政計画に準ずる方針をとり、更に同家予算一兆円圧縮によります各種事業費のしわ寄せ等を考慮しまして、義務的経費の面は勿論、各事業面においても根本的な検討を加え、諸経費の節減と事業の効率化を図るとともに経済的事業施設の合理化による財政確立に努めました。以下昭和二十九年予算編成の指針の概要は次の通りです。

一、吏道の肅正と人員の縮減

市民の公僕であるべき公務員がやむをば安易惰性に流れ繁張を欠いた点が目撃されますので、この際経費節減のためにも配置転換、降職、解職等の方法により洗滌した空気を一掃し、吏員の責任感を旺盛ならしめて職務能力の向上を期するとともに、退職人員の不補充方針を採ることにより出来る限り人員の縮減を図り、市政伸張の基本をつくることに努めました。

二、行政機構及び各種事業施設の合理化と適正な運営

行政機構及び各種事業施設の合理化とその運営の適正化は、行政目的を達する上に、又、行政費の効率化を図る上に重要な課題でありまして、今回は特に財政緊縮の見地から機構、又は施設の統合すべきものはできる限りこれを統合することとし、又各種事業におきましては、その行政費の効率化、或いは経済的経営の遺憾のないようにし、これによりできるだけ経費の節減と歳入の増収を図ることに努めました。

三、歳入の増加と財源の培養

歳入の増加と財源の培養につきましては従来から格段の努力を払ってまいりますが、市財源の根柢が産業の振興による市民の経済力の発展におかれるべきで、この点本市産業経済の進展には一層の力を注ぐ所存であります。なお、各種の収益事業につきましても充分研究し、財源の培養増強に遺憾なきを期してゆく考えであります。

四、財政の重点的運営

市政の基本目的である市民共同の福祉を増進するために、行政の適正な運営に深く考慮を払ひまして本年度の重点を都市建設事業、市政の発展に即応する各種事業施設、特に教育施設、上下水道施設、衛生施設等の整備充実並びに産業経済の助長に向け市政の健全なる進展を期することにいたしました。

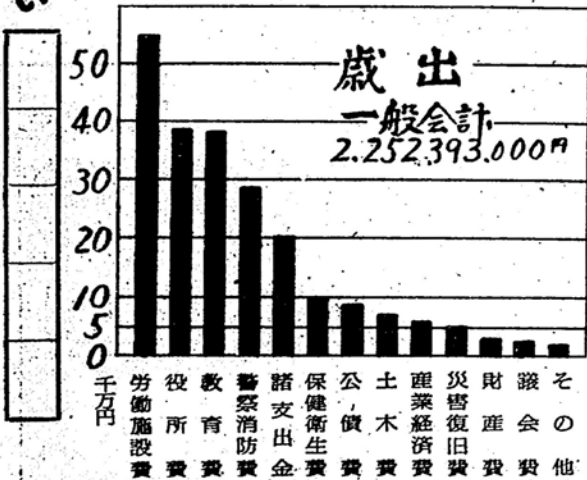
◎回覧にしてお読み下さい

予算には

この場合前者を一般会計、後者を特別会計と称し、特別会計は地方自治法によつて、議会の議決を経て設けられることになっております。
又これとは別個に、水道事業に対しては地方公営企業法により地方公共団体の本来の性格に鑑

み、
1 私営的独占経営形態を排除し
2 低廉な料金で良水を供給し住民の福祉を増進する。
3 常に経済性を重視して、合理的且つ能率的な運営を図る意味で、企業会計（水道事業会計）を設けることになっていま

歳出
一般会計
2,252,393,000円



29. 6. 1.

戦没軍人遺家族等の

援護の杵搦げらる

二戰傷病者戰沒者遺族等援護法改正二



戦争による戦死、戦病死又は負傷された軍人、軍属及びその遺族の保護に関する法律「戦病死者戦没者遺族等援護法」の一部を改正する法律が去る四月十五日に公布され、従来よりそのわくが披ひられました。

二月後満六十に達した父母は、遺族年金を受けられます。しかし、公務扶助料に該当する遺族は、恩給法によって公務扶助料を受けられるので、遺族年金と両方を受けることは出来ません。
(社会保険援護係)

(社会課援護係)

從つて、以前に平癒金の請求書を提出して資格がないものと厚生大臣から却下通知書を受けられた方、或いはその他の機関より資格がないものとして請求書等返送された方の中で、今度の法律改正で資格が生ずる方がありますので、該当と思われる方は、広島市得所社会課奨励係（一階東側）までお問い合わせ下さい。

改正された主な点

信長參謀法が、去る昭和二十七年七月一日を期して、全国一律に施行されてからの七月で、満二十五年を数えます。この制度は、主食の配給・学校への入学・印鑑証明等、皆さんの日常生活に、直接関係する重要な制度であります。

一、交戦軍中公務によつて負傷もしくは病氣にかかつたりした軍人が、昭和十六年十二月八日以後に、その傷病によつて死亡した場合、その軍人の遺族に弔慰金が支給されます。

広島市の登録状況は、おむね良好ではありますが、まだ届を出しておられない人があり、また登録を済めた人でも、転宅その他

二、支那側委中に公務による傷病により死亡した軍人で、昭和二十年九月二日以後にその死亡が認定された場合、その軍人の遺族に弔慰金が支給されます。

者なく
録なく
かわらず、定められている十四日の期間内に
届出をしない人も相当数見られるのである

三、支那事変以後の戦争に關係ある勤務に服して、そのため公務上以外の傷病により昭和十六年十二月八日以後に死亡した軍人の遺族に弔慰金が支給されます。

ります。この僅かな未登録者のために、この事務の全国的な運営に、大きな支障となっていることはなほた遺憾なことでありま

四、支那事変以後の戦争に關係ある勤務に服した軍人で、公務以外の傷病により死亡したことが、昭和二十年九月一日以後に認定された場合、その軍人の遺族に弔慰金が支給されます。

つきましては、このたび法務省からの要望もありますので、本市としましては完全登録の一環として、来る七月一日から主員登録法

五、今までの戦争を通じ死亡した軍人の遺族で昭和二十八年八月

第三十一条並びに同第三十二条の規定により、次に該当する人は、すべて簡易裁判所へ

主権による原・水爆禁止広島市民大会が開かれたが、広島市議会に於ては、去る五月二十五日原子兵器の禁止、及び原子兵器の実験による被害を防止し、原子力の平和的利用を達成す

連絡し、処分の手續をとることになりましたから、皆さんのうちで登録のできておられない人や、また登録変更のすんでおられない人は、

等の国
家補助
等
原・水爆禁
えられ
ず、改

この際、すみやかに市役所戸籍課または各出張所で、それぞれの届出をおすまし下さい。

止等に関する決議を可決

二、住所に変更があった場合、正当な理由なくして期間内（十四

負担に関する決議」の二決議を全員一致可決し、政府當局及び国会において適切なる措置をとることを要請した。

目内)に転入、転居の届出をしない者
三、住民登録関係で、事実の調査をする市職員の質問に答えなかつたり、またはその答えをしたり等した者 (戸籍課)

六月七日は計量記念日

私達の日常生活を、計量思想の普及徹底により、明るく、みよりの多いものとするため、毎年六月七日を「計量記念日」（昭和二十六年六月七日計量法公布）として、同種の行事をしています。

広島市の本年度の行事は、来る六月五日から十一日までの一週間を「計量思想普及週間」と定めて、メトリクルの普及・適正計量の実践・計量管理の強化を促進する

意味で、次の通り諸行事を実施いたしますので、市民多数の御協力をお願いいたします。

計費相談所の開設

◎場所 市内松原町 広島百貨店内

本展覧の無料検査・お買物品の自由計量・パンフレット
 ◎実施事項
 ◎期間 昭和三十九年六月八日より三日間

トの配布・計量に関する相談
『映画会の開催』

市內基町 広島市児童文化会館
 ◎日時 昭和二十九年六月七日午後二時より

計 量 (一巻) スライド写真
鳥留子の増物 (一巻) 計量尺

獅子の座 (十二巻) 大映々画
ニュース他 (一巻) 各社

招待券は最寄りの計量器販売店で無料で差上げます。
 要領書「登録計量器販売店」名で

必昇規定 市内の登録計量器販売店、十店の店名を
官製はがきに記入の上、市役所商工課計量

併宛投書下さい。

一等 中型指ばかり(二、三八〇〇名)
二等 小型指ばかり(一・五、四〇〇名)
三名

三等	ますと竹尺(五合、三〇釐)	五名
四等	体温計	一名

五等竹 尺(三〇釐) 三〇名 (商工課計畫係)

◎回覧にしてお読み下さい

市税が

大幅に改正されました



このたび国会で地方税法の一部が改正され、これに伴う市税も次の通りあらためられましたので、よくお読みの上、手続等に間違いのないようお願いたします。
なお改正された税率は、昭和二十九年度から適用し、文中大字の個所が改正の数字、カッコ内が旧数字です。

市民税

1 扶養親族になれる人

市民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その前年中の総所得金額が三万五千円（二万円）以下の人

2 寡婦、不具者、未成年者、六十五才以上の人で、前年中の所得が十三万円（十万円）以下であった場合は、課税されません。

8 寡婦とは

女子で、離婚し若しくはその配偶者が死亡した後婚姻していない人又は妻で夫の生死が明でない人のうち、扶養親族を有している人但し、戦傷病者遺族撫養法の規定による遺族年金を受けている人は、扶養親族がなくてもよい。

4 個人の市民税については、今回新たに県民税が設けられ、従来の市民税の中から或程度の県民税を負担していただくことになりました。

納付方法は市民税と県民税とを合わせて同一の徴税金所で市へ納付し、市ではその納められた税金の中から県民税相当額を県へ送ることになっています。かように改正になりました。所得額が前年より（二十九年年度の市、県民税の場合は二十七年対二十八年分の所得の比較）増加しない限り、納税者同様の税負担が増加することはありません。

① 個人均等割四五百円（五百円）

個人所得割税総所得金額を次のように区分して逐次に各税率を適用する。

三万円以下の金額 百分の三・七五（百分の五）
三万円をこえる金額百分の四・五（百分の六）
五万円 百分の五・三五（百分の七）
七万円 百分の六（百分の八）

十万円 百分の六・七五（百分の九）
十五万円 百分の七・五（百分の十）

② 県民税の税率

均等割 百分

所得割 市民税の所得割の二十四%

5 特別徴収義務者の指定期限は、本年は税法改正が運れた関係もありまして、六月十日（四月三十日）までとなり、六月から翌年三月まで（四月から翌年三月まで）に徴収して各毎月十日までに納入して頂くことになりました。

6 法人については、今回の改正で県と市に分けることになり、市分の均等割は従来通り千八百円ですが、法人税割の方が従来は市のみで法人税割の百分の十五以内であったものが県百分の六以内、市百分の九以内となり、広島市は百分の九です。又納税も県と市とで別々に取扱うことになっています。

① 固定資産税
1 固定資産税の税率の引き下げ
固定資産税の税率は従来評価額の百分の一・六であって、それ自体必ずしも高率なものとは考えられないが、一般に税負担の軽減を叫ばれている現在の事情を考慮し、また、別添税として不動産取得税が創設されること、固定資産の価格の値上り増進をもあわせ考え、これを百分の一・五に引き下げることにしたのであります。

2 償却資産の免税点の引き上げ
固定資産の免税点は従来土地又は家屋についてはそれぞれ一百万、償却資産については三万円となっていたが、その後税負担の実情等に鑑み、特に中小企業等の負担を緩和する意味においても三万円の免税点は低きと見なされるので償却資産についての免税点を五万円に引き上げることとしたのであります。

② 自動車税
③ 従来は自動車税と荷車税が一緒になって、自動車荷車税になりました。但し、本年度は今までと同じく自動車税になりました。

車税荷車税のそれぞれの徴税金とを合併しました。
④ 四月三日以降新しく取得された自動車又は荷車に対しては各毎月三から翌年三月まで月割で課税することになりました。

1 原則機付自動車税の税率は五万円（四万円）です。
市たばこ消費税
本年度から新しく設けられました。

この税金は、専売公社が販売した煙草の小売価格の百分の十を専売公社が納税するので、皆さんが煙草を現在の値段通りでお求めになると税金を納めたことになるわけです。（市税課）

百日せき・ジフテリア・種痘の定期予防接種五月一日から実施

一 百日せき（診察時間中）
二 百日せき（一回につき）三十円
三 ジフテリア（一回につき）十円
四 ジフテリア（一回につき）十円

三接種を受ける人
イ 百日せき
1 生後三月から六カ月に至る期間（三週間々隔で三回接種）
2 前号定期接種後十二ヶ月から十八カ月に至る期間（追加免疫一回接種）
ロ ジフテリア
1 生後六カ月から十二カ月に至る期間（三週間々隔で三回接種）
ハ 種痘
1 生後二ヶ月から生後十二カ月に至る期間（必ず検診を受けること）
二 その他 生後一回も受けていないもの。
四 その他

1 種痘とは、必ず一週間後検診を受け、検診の結果陰性の場合にはその後直ちに更に一回接種を受けなければなりません。
2 百日せき、ジフテリアの注射を受けていないものは、今回は三回接種すること。
3 各接種の所定の人々は、接種を受けたところで必ず証明書を受け取り下さい。

4 希望の人も受けられます。
なお接種場所は、紙面の都合上、掲載出来ませんが、掲載の出張所又は保健所でお聞き下さい。（保健所）

つゆ時の食物衛生

暖かい春から初夏の梅雨期となりました。この季節は、食物や食器類にもカビが付き易く、又細菌の増殖に適した季節で食物が大変腐り易くなりますから、食物には一層気を付けて、伝染病や食中毒を予防せねばなりません。食物を販売したり製造する業者の方は勿論一般家庭に於ても、次のことを是非実行して下さい。

● 食べものは衛生上の観点から買入るようすること。
● 買った食べものは買入の早い目早目に食べることに。
● 腐り易い食べものは、煮るか焼くかして食べることに。
● 食べものは出来るだけ乾燥した所に保管し、腐り易い食べものは冷蔵庫に保管するようにすること。
● 金属製の食器等には、青さびが付き易いから、つかないよう手入れを行い、青さびによる中毒を予防すること。また食器類は洗剤で洗った後よく乾燥保管すること。
● 台所や便所には、ぬすみやえの出入りないように常に清潔に保つこと。（保健所）

第十八回

市民ハイキング実施

一、主催 広島市教育委員会
二、期 日 昭和二十九年六月二十七日（雨天中止）
三、集合時間 午前六時三十分
四、集合場所 広島駅前
五、出発 広島駅第六五十八分
六、経 費 広島一安登、川尻一広島間汽車賃実費一八〇円
七、携行品 弁当、水筒、手拭、タオル、靴又は運動靴を履くこと
八、コース 国太公園野呂山コース（備前向）
広島駅一呉線安登駅一弘法大師堂一野呂山頂一川尻駅一広島駅
広島駅発着は午後五時二十分の予定

参加希望者は、鉄道に団体割引の手続上必要な人等を揃めたいので六月二十七日迄に広島市教育委員会体育課に申込みのこと。（体育課）

事業所調査を実施

七月一日を期し全国一せいに



来る七月一日には日本国内全域にわたって事業所統計調査が実施されます。

この調査は、全産業にわたる事業所の所在とその産業別、規模別分布を明らかにして、わが国の産業経済活動の実態を明確にすることを目的とした重要な調査で、統計法に定める指定統計第一号です。

広島市内には約万種の事業所があるものと思われ、これらの各事業所を調査員が七月一日から巡回訪問し、簡単な調査票に基いて次の通りで基本的なことから行なう調査を実施いたしますので、各事業所ではあらかじめ御用意願ひ、正確な調査が完成されますよう御協力をお願いします。

なお、統計法に基く指定統計であり、個々の事業所の秘密は完全に保護され、他にもれるような心配は一切ありませんから、安心して調査に応じて下さい。

調査の時期 昭和十九年七月一日現在

調査の範囲 市内の全事業所を調査します。

ここで事業所とは「仕事が行われている一定の場所」のことです。通例工場、銀行、会社、商店などはもちろん、学校、神社、寺院、教会、医院、法律事務所、旅館、料理店、浴場、映画館、パチンコ屋、競輪場等々です。なお、住居と共にある法律事務所、生花指問所、遊藝師匠の稽古場、内職に家庭で和服仕立製本綴り、ボロの選別等をして居ればそれも事業所とみなされます。

調査から除外するもの 専業の農家、漁家

官公庁 露天商、行商人、街頭販売が主等

官庁・会社内にある売店・食堂・理髪所等

ABC、国鉄の駅、専売公社、電報電話局

三ヶ月以上休業中のもの

調査項目 甲調査(全部の事業所について行う調査)

乙調査(サービスマンについて別に行う調査)

乙種があります。

甲調査では

①事業所の名称

②事業所の所在地

③事業の経営組織、本所支所及び現場非現場の別

④従業員数

⑤事業の内容

⑥資本金(会社の本社に限る)

⑦調査員は別に右の外

⑧最近一年間の事業総収入

⑨申告義務者

調査の際、調査員の質問に答えなければならぬ申告義務者は、事業所の事業主(事業所を事実上管理する人)であり、事業主不在の際はその代理者です。

つゆ明けのからりと晴れたときを、今年も例年の通り大掃除をいたしましょう(清掃法第十六条)。私達の日常生活を健康で明るいものにするには、先づ第一に環境の整備が必要です。これは伝染病の発生にも大関係があります。本市では昨年からモデル衛生都市の建設を目指し、現在では既に相当効果をあげたところが数多くありますが、これらの経験を通用していろいろなことは、結局皆さん自身の健康如何がこの問題を左右しているようです。お互いに立派な成果をあげましょう。

△まずやええ。蚊の駆除には

△畳下・床下等に殺虫剤を散布すること。

△水を清掃し、水溜りをなくすること。

△畜舎があるところは、清掃、消毒を実施すること。

△ごみ箱は、はえ、ねずみ等出入できないようふたの取付けと、不完全なものの補修をすること。

△便所汲取口その他には、はえや蚊・ねずみ等出入できないような物理的方法と薬品を用いることにより、一層の効果をあげて下さい。

△河川・空地等へのごみ投棄はやめましょう

△河川は夏季游泳場になるので、絶対ごみを捨てないこと。

△空地については、はえの発生源になり、不衛生でありますのでごみを投棄せぬようにして下さい。

昭和29年度大掃除実施

期間は7月12日～同29日まで

実施方法

実施方法

実施方法

実施方法

調査の方法

①調査区と調査員 市内全域にわたり約三五〇の調査区を設定し、各調査区に県知事が任命する調査員を二名づつ置きま

す。

②調査票の作成 調査票は事業所ごとに一枚作成します。

③甲調査については調査員は七月一日から五日までの間に担当調査区内の甲調査の事業所の事業主に

対して調査票甲への質問記入(他計申告)を行います。

④乙調査については、七月十五日から二十日までのうちに、乙調査の事業所の事業主に対して調査票乙の所定欄への質問記入を行ったのち、これをその事業所にお渡しして残りの欄(一年間の事業総収入額)を事業主に記入していただきます。

(調査票)

⑤ごみの処理について 左記は本年四月、五月中市内から集ったごみの分析です。

紙類八・四一% 金属類〇・二五%

炭類一・一五% 陶磁器四・九五%

木竹二・四% 陶磁器四・九五%

その他二・九% 不十分細目六一・一九%

可燃物はなるべく風呂の燃料その他に活用し、金属類や、硝子等の不用品は整備してごみ箱に入らず別な方法で処分して下さい。

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

実施日割

今年も無事故で楽しい夏を

水泳の心得

快い夏の香り、巨大な入道雲、盛夏は私達の心を海へへと引きかたります。水泳は夏季における健康体育向上の点から非常に価値あるものですが、同時に水中で行う遊びだけに、病気にかりかたや命を失うような危険なこともありますので、充分気をつけたいと思います。

あやまちを起さない前に、家庭で、学校でよく子供たちのためによく指導していただき、今年もあやまちの多いものといいたしましょう。

なお、川や下水にゴミや汚い物をすてないようにして伝染病の発生を防ぐとともに子供さんの唯一の楽しい遊び場をみんなで守って下さい。

①水泳の注意事項

②指定区域以外では泳がないこと。

③健康診断の結果、泳いではいないお子さまや病弱者は泳がないこと。

④泳ぎの出来ない低学年のお子さんには、父兄が同伴し決して放任しないこと。

⑤飲食直後、空腹時、激動直後は泳がないこと。

⑥水泳前には、よく準備体操をすること。

⑦溺れたまねや、他人の頭を押さえるなどいじめをしないこと。

⑧泳いだ後は、水道で体、眼をよく洗い耳の水を出しうがいをする。

⑨泳いだ後は、食べ過ぎたり、消化の悪いものや冷いものを、食べたり飲んだりしないこと。

⑩泳いだ日は、よく休養し、よく眠ること。

(教育委員会体育課)

体温計の無料検査日程

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

検査月日 検査場所

広島市お知らせ

第54号

29. 8. 1.

発行 広島市役所市長室広報係 印刷所 中本印刷機式會社

平和都市建設の決意も固く

九度迎える原爆の日

昭和二十年八月六日、原爆が広島市に投下されてから既に九年ここに広島市民は九度目の記念式を迎えようとしております。

戦争の惨禍を、最も強く体験した広島市民の人類恒久平和確立への熱意は、昭和二十四年八月「平和記念都市建設法」を公布せしめ、爾來紛々として、平和の歩みを進めていくのであります。

しかし、

う大な経費と

時日を要する

平和記念都市

建設の事業は

未だその半ば

にも達してい

ない現状であ

り、又接近の

水爆実験によ

る各地の被害

状況にもかん

がみ、我々は

益々平和への

決意を固め、

内外の与論に訴え、今後一層の努力を続けんとする

ものであります。

『安かに眠って下さい、過ちは、繰返させぬから』の文字が

空文に終らぬよう、ここに九度式典をあげ、不幸にして原爆の尊

い犠牲となられた、地下の霊をなぐさめるとともに、平和への誓

いを新たにするとであります。

なお今年は、例年の通り慰霊式並びに平和記念式を中島平和記

念公園で開催致しますので多数の御参列をお願い致します。引続き

広島戦災供養会の供養行事が救世寺の真供養塔で、PTA連合会

其の他民間団体の手で、中島平和記念公園広場で原爆・水爆禁止



広島平和大会が開かれることになっております。

△慰霊式並びに平和記念式

一、主催 広島市及び広島平和協会

二、日時 八月六日午前八時開式、同八時三十分閉式

三、場所 慰霊館前

四、式次第

1 開式の辞

2 広島市原爆死没者名簿奉納

3 式辞

4 花輪奉呈

5 宣言

6 メッセージ

7 平和の歌合唱

8 閉式の辞

右の式の進行中において八時十五分から一分間一斉に黙とうを捧げるものとす。

また宣言の直後に鳩五羽を放す。

百羽を放す。

原爆死没者名簿の

慰霊碑奉納について

広島市では、原爆を直接の原因として死没された方々の霊を永久に慰めるために、一昨年より中島平和記念公園内の慰霊碑に死没者のお名前、死没年月日、享年を記載した名簿を奉納致しております。

これらの方々は昨年八月現在で五八、二九三名となっておりますが、本年も、その後申告のあった死没者を名簿に追記いたしまして、来る八月六日の記念式当日奉納合祀することになっていま

す。広島市調査課では、また申告されていない死没者かなりある見込みなので、調査員を準備して引続き申告を受けております。この際、該死没者の御遺族、御近隣、お知合等関係者の方々からの申告をお待ちいたしております。

なお、八月六日当日は、午前八時から正午まで平和記念館中央（百米道路北側）で、慰霊碑に奉納されている名簿の台帳による閲覧を受け付けますから、式に御参列の際ぜひ御覧下さいまして故人の御めい御を御祈りいただきたく存じます。（調査課）

全市民黙とうを捧げましょう

八月六日午前八時十五分

八月六日午前八時十五分には、原爆死没者のめい御を祈るとともに平和確立を祈念して、全市のサイレンや、鐘が鳴らされますので、一人残らず黙とうを捧げましょう。

皆て不正計量を一掃しましょう

計量安全確保月間実施

広島市商工課計量係では、お盆前をひかえ商取引が盛んになるので、警察その他関係協賛団体と協力し、不正計量の一掃へ乗り出すことにしています。

取締り期間は七月二十日から八月二十日までで、期間中随時各業種に亘り、無登録販売者や、定期検査を受けていない計量器の調査や、適正計量促進のための指導、その他量目をこまかくして販売している業者等を厳重に取締る方針でありますので、一般市民の御協力をお願いいたします。

なお、一般消費者の方で、従来量目の不正等とてかど泣き騒入りする方が多いためではないかと思われまが、この月間と否とを問わず、多少なりと計量係まで御連絡願って、明るく商取引の確立へ御協力下さい。

去る六月五日から行われた「計量調査普及週間」の懸賞券集入者

- 一等 森田裕子・野直作
- 二等 高田美代子・橋本アサ子・野村和枝
- 三等 高田剛・谷保雄雄・田上藍子・徳富俊雄・米谷敦子
- 四等 松本正典外九名
- 五等 沖野勝外十九名

（商工課計量係）

◎回覧にしてお読み下さい

市婦人会連合会の主催による

「市政研究会」開かる

広島市婦人会連合会では、去る六月二十六日同連合会幹部約五十名が、市長公室に於て市長を囲み初の試みである市政研究会を開催、終始熱心に行われました。

この会は、毎月第一日曜日に開かれる定例会合の席上開催されたもので、日常諸種の仕事を上には先ず市政のあり方、施策の周知が必要であるとの見地からこの運びにいたしましたので、今後毎月第四日曜午後一時から、次々と市政全般に亘り討議が行われる予定です。

民主政治の今日、一般市民特に婦人団体からこのように市政に対しての関心が喚ばれることは、誠に驚嘆あることで、やがて市民と市政がはなれはなれになり、市民から色々と不平不満が出る次第ですが、このように相互の正しい理解の上に立つ市政こそ肝要で、将来の生産発展を望む次第です。

(広島県報)

危い／あなたの財産

鑄造の印鑑は使わないこと

鑄造鑄造(金属をとかしたものを型に入れて造ったもの)の印鑑が市中に売られております。いま、販売されているものは、黒色エポキシ樹脂で、一見して、彫った印鑑と変わらないのですが、よく見ると、印の底がなめらかで、先の方が、わずかに、ふくらんでいます。今後は、色も形も違ったものも出ると思われまふ。

この印鑑は各印鑑職人が一つ一つ彫るのと違い一つの鋳型(前記鑄造する場合に用いる型)で同じものが沢山でき、従つて同姓の場合、本人の印鑑であるという判別が出来ないので広島市としては、この種の印鑑証明は取り扱わぬこととしております。ついでに、次のことを実行いたしますから、皆さんの財産を守るために御協力下さいませようお願いします。

一、鋳型による印鑑の届出は、どのような種類のものでも受け付けないこと。

二、すべて印鑑届は、必ず実物を提示すること、印を押した履歴(捺印)は受け付けないこと。(月報欄)

市民の福祉、私生活の最も密接な関係にある県知事選挙が本年末前後に、更に明年四月には市長、市議、県議等の一般選挙の執行が予定されております。

広島市選挙管理委員会では、この大切な選挙が一名の落選者もなく完全に遂行されるよう、選挙の土台となる選挙人名簿を調製するため、来る八月十六日から全市に亘り、選挙人名簿登録申請を、皆様の手で配付いたします。

この選挙人名簿登録申請は、来る九月十五日現在によつて調製する基本選挙人名簿の資料といたしますので、御手数でも夫々の事項について記入し、後程お伺いする係員にお手渡し願いたいと存じます。

最近まで住民登録をしておれば、選挙権を自動的に得ることができ、なにも面倒な手続をしなくても良いのだと思われ方があつたようですが、これは大変な間違いで、当市選挙管理委員会では、住民登録は選挙権資格認定の一資料にはしていますが、公職選挙法では住民登録をもつてに代ることは許されないのであります。あくまでも皆様から御提出いただいた申請書等をもつて、選挙管理委員会の厳密な調査を実施して、選挙人名簿の調製を行つておりますので、誤解のないようにして下さい。

なお、この選挙人名簿は次の手続によつて有効な名簿となります。

十二月五日から十一月十九日まで 終覧
十二月五日から十一月十九日まで 確定
十二月五日から十一月十九日まで 確定

として次年の十二月十九日まで有効な名簿として、各選挙に用いられます。特に十二月五日から十九日までの総覧期間中は、各出願所に於て関係地区の選挙人名簿を御受け付け、皆様のご協力に供し、その期間中のみならず、その他の選挙申請が出来ますので、是非一度必ず名簿に載つていただくかを確めて、折角の参政権を自ら放棄することのないようにして下さい。

(広島市選挙管理委員会)

八月六日行事メモ

◎原爆犠牲者慰霊祭

一、主催 広島県民供養会
二、日時及び場所 八月六日午前九時中島本町戦災供養塔

三、式次第

1 参拝者席 2 宗教團體各位入場 3 修養、神社庁
4 献花祈禱、基督教(新) 5 祭文、教派祈禱 6 敬
白文、讀經、回向、仏教 7 玉串奉奠、神社庁 8 讀
美談、基督教(新) 9 会長挨拶 10 報告、会長
賛代表、遺族代表、一般

◎原爆・水爆禁止広島平和大会

一、主催 原爆・水爆禁止広島運動連絡本部
二、日時及び場所 八月六日午前十時中島平和記念広場
三、式次第
1 開会 2 議長団選出及び挨拶 3 大会役員選出 4
主催者代表挨拶 5 来賓メッセージ 6 内外よりの祝
賀披露 7 一般経過報告 8 署名人員集計発表 9 原
爆・水爆禁止の運動展開に關する決議
10 原爆・水爆禁止に關する大会決議文の発表
11 閉会

蚊やはえを殺す動力噴霧機

新たに五台購入

このたび広島市東・西保健所では、「はえと蚊のいな
い町づくり」を一層強力に押し進めるため、動力噴霧機
五台を追加購入いたしました。

この動力噴霧機は、D・D・TとB・H・Cのよう
な殺虫剤を貯中にまいて、一度その町のはえや蚊をその
他の害虫を殺すことの出来る機械で、これを今まで使つ
た地区からその効果を認められて、今又従来は僅かに
二台しか持っていなかったもので、申込みが多くてまだ
二台希望にそぐいぬ状態でしたが、今後はかなり御希
望にそぐうことと思ひますので、撤布希望の地区は次の
ことがらを承知の上で、少くとも一週間前までに、東・
西保健所に申込み下さい。

△経費の関係上薬品とガソリンは実施地区で準備してい
ただくこと。
△今までの例ですと、十日に二回三回の間に薬剤撒
布を行うと殆んどおなじになります。この費用は市の
中地区二・三回で、世帯平均三千円位
です。

△薬剤撒布を行う場合、小魚や池の魚は危険ですから獲
いをし、あるいは水がえをしていただき、食べ物はな
るべく戸棚に入れること。又隣接町にも実施日時をよ
く連絡願いたいと思ひます。むろん特殊な場合を除い
ては人や家畜には無害です。

なおこれははえや蚊になつたものを殺すことが目的
で、その卵や幼虫、蛹を完全に殺すことは出来ません。
従つて撤布後十日もたつと又もとの状態にもどりますの
で、くりかえして行わねばなりません。それでさらに根
本的には、はえや蚊の繁殖場所をなくする物理的方法で
一層の効果上げていただきたいと思ひます。

(保健所)

「在外公館等借入金」の

請求結果を未受領の方へ

終戦後、朝鮮、朝鮮、中国及び南方地域等の邦人引揚
経費に充てるため、在外公館又は法人の自治団体等が借
りあげた「在外公館等借入金」の償還請求の手続きを、
広島市役所にされた方で、償還請求書の住所、氏名が
その後変更していない方々は、既に失たその結果を御通
知申し上げましたが、その後住所変更その他の理由で、
連絡できない方が相当あり、従つてこれらの人々には未
だ通知していませんので、この借入金の件でまだ通知
を受けておられない方は、至急広島市役所市長室連絡係
まで御連絡下さい。

(市長室連絡係)

水道の水を

大切にいたしましょう

昨今の水道使用量は、給水能力(一日八万屯)
を上廻る増加ありで(一日九万屯乃至一〇万屯)水
源地では大空回りしております。

市民の皆様水道水の使用を極力節約して下さい。

郵便のあて所には

必ず県名を

最近、全国で同じ名称の市町村が誕生しています。
便のあて所には、必ず県名を書いて下さい。

町正 尊(五十三号)の一頁、本文四行目上から十三
字目下十字を削除いたします。

29. 9. 1.

發行 膠島市役所市長宮澤顯德 印刷所 中本印刷株式會社

市水防対策のあらまし

大体八島市の七つの川の安全疎通量は、満潮時に於て毎秒三、三〇〇立方米、干潮時に於ては毎秒三、五〇〇立方米の放水能力が最大であり、又地質は柔軟な粘土や砂れきによつて成つてゐる關係上、年々僅かではあるが、被害のこん跡を残しつつあります。こうした憂いをなくするために、現在の安全疎通流量を毎秒四、〇〇〇立方米にすべく現在太田川改修工事を施している次第です。

勿論この工事が完成すれば安全でありますが、かりにも堤防に野菜類の耕作や、無断で工作物を設けたり、木材、干草を積んだりして充分知つたように大切に保護すると共に、ふだん市の水防対策について充分知つたいただき、万一の場合にあつては被害を最小限にくく止め得られるよう御協力いただきたいと思ひます。

洪水や高潮により、発生する水災を警戒し、防ぎよ、出来得る限り被害を軽減し、公共の安全を確保する諸活動をたてるのをいうわけで、これには築水地域の降雨量、風速、潮間時分等の気象状況を勘案して、あらかじめ危険があると判断された場合は水防計画に基づき次の態勢をとることを活動いたします。

災害対策本部長（市長）統轄の下に、次の三つの部に分れ活動
 態勢に入ります。
 総務部（二九八名）は、資材器具の保管、配給、調達、堤防の巡
 視、警戒、自動車、小舟の借上、配車、災害状況の調査報告、公
 表、警報の発令等
 技術部（二三八名）は、被害箇所の応急工作の技術指導並びに助
 言、応急建築工事、下水施設の防護、港灣防備対策等
 工作部（二九六名）は、監視警戒並びに被害箇所の応急工作等
 なお、この組織と密接な関係にある太田川洪水予報連絡協議
 会、果水防本部等と一致協力し、水防活動に従事することになつ
 ています。

◎出水の状況は、次の水防信号により

水防信号

方法	区分	第一号	第二号	第三号	第四号
警鐘信号	サイレン信号	● 休止 ● 休止 約五秒 約十五秒	● 休止 ● 休止 約十五秒 約六秒	● ● ● ● ● ● 約十秒 約五秒	乱打 約一分 約五秒
		以下同じことを繰返す	以下同じことを繰返す	以下同じことを繰返す	以下同じことを繰返す

備考
一、信号は適宜の時間継続すること。
二、必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用し得る。
三、危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

◎時態が悪化した場合はどうするか

各河川で囲まれた地域内の山や高地、学校又は公共高層建築物等を自衛に選んでいたたぐうようになっていますが、この場合はその情況を意匠車や水防担当者、警備隊員等がお知らせしますから、漏れを無益な多難に作るため、平素より充分心構えをしておいて下さい。又ラジオでお知らせすることもありますから、ラジオはかけておいて下さい。

◎その他市民の皆様にお願ひ

1 山林の過伐はつつしみましよう。

◎回覧にしてお読み下さい

商業統計調査実施

来る九月一日には、昭和二十七年以迄、度目の商業統計調査が、通産省の主瞥で実施されます。

広島市内には、この調査の対象となる商店が凡そ二万近くあるものと予想されますが、それらの商店がどのような状況にあるかを把握することが、広島市としても色々な施策を進めていくに極めて大切なことです。商店を経営される方は、左に記した要項を御覧下さいましてあらかじめ御用意願ひ。この調査が正確に円滑に進むよう御協力下さい。

△目的 全国の商店が、現在どのような経営活動を行っているかを調べる、わが国商業全般の実態を知り適切な商業政策をたてる資料とする。

△対象 一定の場所を持つ卸売店、小売店の全般、（飲食店や物品販売の代理、仲立業は含み、理髪店やパチンコ店等のサービス業は含まない）

△方法 九月一日から調査員が全部の商店を巡回して、甲・乙の二種類の調査に分けて調査する。

甲調査 平常使用人を雇っている個人商店と、法人組織の商店について行う。調査員から調査票「甲」を受取つて、店主が記入し捺印の上、数日後回収にくる調査員に提出する。

乙調査員「平常一人も使用人を雇っていない個人商店について行う。調査員の質問に店主が口頭で答える。

△項目 商店名、所在地、業名、従業員数、商品販売額、手続額等を中心とし、甲調査員はこれのほかに商店の開設年、経営組織、資金借入れ、甲商店仕入れ、販売方法、販売先の割合、営業支出額、帳簿記録等の項目が加わる。

△申告の義務と秘密の保護
この調査は、統計法に基づき指定統計で、調査の対象となる商店は一律統計調査に於ける法的義務があると同様に、申告されたことからは、切他に洩らすことが出来ないのだ。絶対に安心し正確に申告して下さい。(調査員)

- 2 洪水期には河川に材木船等をつながないようにしましょう。
- 3 避難をするときは

イ、窓やとびらを、固くしめておき、

只、かけ下、或いは近くにある家は、排水をよくすると共に、特に避難を早めにいたしましょう。

4 ローツクを使用する場合は、裸火を使用しないこと。

・5 最悪の場合を考慮して、二食分位は常に用意すること

消防局

広島市お知らせ

第 56 号

29.10.1.

発行所 広島市役所市長官舎電話 印刷所 中本印刷株式会社

共同募金に協力しましょう!!

広島市募金目標額七百五十万円

十月一日から一カ月間は、いわゆる赤い羽根共同募金のシーズンであります。

国民たすけあいの精神から発するこの運動は、民間社会事業の資金を募集して、適正な配分を行い、これを維持増進することを目的としています。

広島市内には、約五十の社会福祉事業の施設や団体があつて、昨年度の募金配分金は総額七百九十四万円になりましたが、これとて施設団体の要望を満たすことはできません。

共同募金は、これら民間社会福祉事業の施設や団体が、旱天における慈雨のように待ちこがれている資金であります。胸につける一本の赤い羽根や、僅か一日分の小づかい程度の寄附金で何千何百の恵まれない人々が救われるのです。市民の皆様のご心からなる御協力を願ひいたします。

昭和二十八年年度広島市募金実績

総額 四百一十九万九千三百一十円

内訳 戸別募金 二百五十四万九千三百八十一円



広島市東部地区一帯の計量器の定期検査実施

計量器の定期検査実施

計量法第三十九条により、取引上又は証明上に使用する計量器（はかり・ます・さ）は、次の日曜日に検査を行いますから、該当者はお忘れのないよう受けて下さい。

検査日程

十月一日 宇品町、元宇品町、宇品マーケット前・同七日牛田町
 牛田小学校・同八日白島北町、白島中町、白島東中町、白島九
 軒町、白島西中町、西白島町、東白島町、二葉の里、葦野（北部）
 白島小学校・同十一日 葦野町・葦野町配給所前・同十二日 基
 町（南部）・鶴岡町、細土町、大手町一、二丁目、紙屋町・公民館
 前・同十三日上柳町、下柳町、磯町、石見屋町、山口町、橋本町
 銀山町、東胡町、胡町、斜屋町・磯町小学校・同十四日 上流
 川町、鉄砲町八丁堀、葦野（東部）・磯町小学校・同十九日 東
 魚屋町、西魚屋町、立町、研屋町、平田屋町、播磨屋町、葦屋町
 鉄砲屋町、新川場町、中町、下中町、袋町、柳町、葦屋町、塩
 屋町、尾道町大寺町三、四、五丁目、堀川町・袋町小学校・同二
 十日 弥生町、下流川町、平塚町、栗研堀、三川町、田中町、鷺見
 町、宝町、昭和町、富士見町、竹屋町・竹屋小学校・同二十一日
 東千田町、千田町一、二、三丁目、南千田町、平野町、南竹屋
 町・千田小学校・同二十二日 中央市場内・中央市場・同二十五
 日 中島本町中島新町、材木町、天神町、木橋町、元柳町、水主
 町・中央市場・同二十六日 吉島町、吉島表町、吉島本町・吉
 島羽衣配給所前・同二十七日 大手町六、七、八、九丁目、国泰
 寺町、維新橋町、小町・広島市役所・同三十日 似島町・似島出
 張所前・十一月八日市内（東部地区）・広島市役所・同九日市内
 （東部地区）・広島市役所
 受付時間は午前九時三十分から午後四時まで、晴雨にかかわらず
 実施
 ◎疾病・旅行・その他やむを得ない理由で、各自の検査期日に受
 検できない方は、事前に定期検査に代る検査を行いますから、

街頭募金 百三十二万七千五百五十円
 大口募金 十四万四千円
 （社会課内共同募金会広島市支会）

◎回覧にしてお読み下さい

市商工課計量係まで御申出下さい。

◎はかりについでいる分銅おもり等は、必ず「はかり」と一緒に提出して下さい。

◎定期検査免除計量器

1 左の長さばかり

イ、伸縮目盛付直線尺、ロ、伸縮目盛付角直線尺

ハ、実目盛付曲尺、ニ、伸縮目盛付曲尺

ホ、れん尺、ヘ、回覧尺

2 左のはかり

イ、精密大びん、ロ、極微量びん

3 温度計

4 左の液体計

イ、ガラス製及び陶磁製、ロ、化学用液体計

5 圧力計・密度計・濃度計・比重計

6 その他車輪・船舶等にとりつけてある計量器

◎注意 計量器で定期検査を受けるに、取引上又は証明上に使用
 していた場合は、六カ月以下の経過若しくは五万円以下の罰金
 又は併科されますから、必ず検査を受けて下さい。
 その他計量器に関する御相談は、広島市役所商工課計量係へ連
 絡して下さい。（商工課計量係）

自立促進貯蓄運動に御協力を

御協力を

最近のわが国の国際収支の赤字（支出が収入よりも大きい
 場合は、行過ぎの国民消費が原因といわれています。国家
 資源に恵まれなわれわれ国民の生活及び労働の原料は多
 くを輸入に依存しているため、国内消費が行き過ぎること
 によって、やがて貿易上の支払超過となり、国の経済力の根底
 を弱めるのであります。

従つてこの赤字打開には、どうしても自費の日常生活の諸
 費用を削減しなくてはなりません。無駄のない計画性のある
 日々を送るよう努めなければなりません。

去る九月二十日から今月の二十日まで、この主旨で全国的
 に自立促進貯蓄運動が展開され、この実行研究協議会の開
 催や、金融機関の開催、貯蓄に関する世論調査等、その他
 数々の行事が行われています。

もちろん、この運動を契機として、今後ますます貯蓄の精
 神をたかめることが肝要で、この際秋祭りの行事等はす
 べて無意味で消費的なものとし、又収入の一割は必ず貯蓄して
 いたしたいものと思ひます。

去る十月十七日は「貯蓄の日」です。!!

（経済局経済課）

広島市のお知らせ

第 5 7 号

29.11.1.

発行、広島市役所市長室広報課 印刷所 中本印刷株式会社

清掃法改正のあらまし

市は科学的な技術と処理を
市民は積極的な協力を



お掃除と私達の日常生活、こういった言葉は何時も何時も言い慣らされている関係上、私達の一番身近な重要な問題であるにかかわらず、外等閑に附せられているのではないだろうか。しかしよくよく考えて見ると、我々がもっとこの問題を科学的に工夫改善し、計画的合理的に行うて行かなければ、少くとも現在より数多くの無駄はふかれ、特に保健衛生の面では見違えるようによくなるのではないだろうか。最近全国各地で盛んに「蚊とハエのいない町の建設」が行われていますが、この運動もそのよい例であります。

この清掃については、法律でも明治三十三年「汚物掃除法」で定められていたが、時代の進歩によりこのたび全面的に改正され、去る七月一日から新しい「清掃法」が施行されました。舊法に直接関係する主な点は、次のとおりであります。要するに汚物掃除法の普及を計ると共に、新しい科学的な技術及び施設の整備で、能率的な運営を計ること。これには一都市のみの義務でなく国や県と共に義務を遂行することになったこと。更に住民の積極的な協力により、生活の改善まで推進することです。

●汚物の保持と汚物処分の義務（法第五、第六）
特別清掃地域（本市全域）の土地又は建物の占有者（または管理）は、その土地、建物内の汚物を掃除して清潔を保つとともに、便所及び汚物容器を衛生的に維持しなければならない。又汚物のうち掃却、埋没等の方法により、容易に衛生的な処分をすることが出来る汚物は、自ら処分するよう努めると共に、自ら処分しない汚物についても、食物の残屑物その他のゴミを各別の容器に集めるなど、市町村が行う汚物の収集及び処分に協力するよう努めなければならない。

●多量の汚物及び特殊の汚物の処理（法第七）
厚生省令の定めるところにより、業務上その他で多量の汚物、又は特殊の汚物を生ずる土地、建物の占有者及び工場、事業場などに對し、衛生的な方法でその汚物を指定する場所に運搬し、又は、処分すべきことを命ずることが出来る。

●大掃除の実施（法第十六）
建物の占有者は、毎年一回以上市長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

●汚物の投棄禁止（法第十一）
特別清掃地域若しくは季節的汚物掃除法はこれらの地域の地先海面（海岸から二百メートル以内に限る）において汚物を捨ててはならない。

●下水道、河川、湖沼、地先海面（海岸より二百メートル以内）
その他公共の土地にゴミ又はふん尿を捨てては禁止され、違反したものは三万円以下の罰金又は拘留に処せられます。

●その他
イ ふん尿を肥料として使用する場合は、夏は一カ月冬は三月以上腐熟したものを使用すること。（法第十二）
ロ し尿浄化槽を設けようとする場合は、市長に届出、その維持管理は衛生省の基準に従う。（法第十三）
ハ 汚物の収集、運搬又は処分を業とするものは市長の許可を必要とし（法第十五）、違反の場合は六月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます（法二十一）

以上各條の力で、街の町々を清潔にする心がまえが肝要で、公衆道徳上市民の一人一人が力を合わせてもって頂くようお願いいたします。

なお、右清掃法の第六、住民の積極的な協力に関する問題で、とりわけ次のことに御協力いただきたいと思ひます。
即ち本市においては現在一日に約三、〇〇〇貫のゴミが出ておりますが、これを集めて処分するには相当量の費用がかかっている次第です。このゴミのなかには紙屑、木片等もあるものや、ガラス、ビン類、鉄屑等不用品として更生処分できるものが相当ありますので、それ等のものは適宜に処分せられ、なるべくゴミをたさない様に努めて下さい。

常用能力ある失業者に朗報 広聴安て簡易職業紹介業務を開始

最近のデフレ政策で、折角常用労働者たり得るよい能力を持ちながら求職者の不足で就職出来ず困つておられる人や、又雇用者の側で長期には必要ないが臨時にしかも早く必要だという人が相当多いのではないかとと思ひます。
そこで今般中国地方では広島公共職業安定所が初めての試みで（イ）求職者に対して、広急的な簡易労働機会を与えて生活の安定を計る（臨時のみの希望者も対象とする）
（ロ）求人者に対して、臨時広急的な労働機会に對し、これを簡易迅速に充てる。

（イ）一定の求職者を安定所に登録して簡易に紹介するといふ、求人側にも求職側にも簡易な簡易職業紹介業務の取扱いは去る三月三日から始めておりますので、どしどし活用下さるようお願いいたします。

●登録される人は
1 技能経験、その他その人の能力から見て、常用労働者の資格のある人が定義を希望しながら、さあだつてその機会を得ず、短期就労によつて本人のもつ技能の活用を計り得るもの
2 その際、業務の性質上特に身元の点が重視されるので必ず米總領事の提示を求める。

●登録の更改
毎年一回二回に行つて。

●紹介
求人条件に最も適する登録者を、呼出電話、自転車等による直接訪問にて呼出し、特別紹介状を迅速に紹介する。

●紹介期間
紹介は三十日を限度とする。

●主な対象職種
1 事務系統 事務員、雑務、タイピスト、守衛、宣伝員、店員等
2 技術工員系統 自動車運転手、設計図、ボスター、包装工、印刷工、仕上、板金工、電工等
3 一般家庭内作業系統 家政婦、掃除婦、洗濯婦、留守番等
●取扱場所 広島市基町一番地
広島公共職業安定所職業紹介簡易業務係
(広島公共職業安定所)

◎回覧についてお読み下さい

--	--	--	--	--	--

台風で災害を被った方へ 市税が減免されます

今年の台風で、土地流失、農産物、家畜、船舶の沈没、破損、機械、設備等被害の甚大な被害を受けた方には、市税条例第七十二条により、固定資産税が減免されますから、次の手続きをして下さい。

なお申請期限については、納期前七日となっていますが、実際には申請された後の実地調査もあり、時日を要しますから、早急な申請は、年末に減免分だけ払い戻されることになると思われ、なるべく早く提出して下さい。

△固定資産税 申請用紙が市役所資産課にありますが、被害物件、程度などを記入した減免申請書を、同課へ提出して下さい。

△市民税 市民税については、市民税が前年の所得を對象にして課税されることになっていますので、本年度の市民税は減免されませんが、これら災害を受けた方は、本年度所得税の確定申告の際、その旨申告して雑損控除の適用を受けられ、必然的に来年年度の市民税が減免されます。

△固定資産の評価額の調査に御協力を
固定資産税は、毎年変動する物価にかんがみ、その時の固定資産（土地、家屋、償却資産）の評価額を算定基礎として定めることになっております。

漁船をお持ちの方へ

漁船は、三年毎に登録とその漁船について検査を受けるよう、漁船法で定められております。

この漁船の検査は、登録簿に指定されている期限一週前に、県知事宛申請書を、市役所農水課課長へ提出し、検査を受けなければ失効となりますから、お忘れなく手続きして下さい。

なお前記の手続きをしないで使っていた場合は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処せられることがありますから、御注意下さい。

昭和三十年度のこれら固定資産の評価調査を現行つていいますので、明らに住みよい街の建設のため、適正且公平な評価が出来るよう御協力下さい。

△タバコの購入は広島市内で!!
広島市内のタバコの売上げが、それだけ市タバコ消費税が増え、市の財源が潤うわけですから、タバコを購入するときはなるべく市内の小売店を利用して下さい。

市民の皆様、私達自らの手で三年前選んだ、県知事、市長、市会議員及び市会議員の改選が（任期何れも四年）県知事は来月上旬、市長、市会議員、県会議員は明年四月にそれぞれ行われる予定となっています。私達の市や県を、私達の希望する住みよい県土に建設して行く代表者を選ぶ、これら地方選挙には、因縁結果にとられず、人格識見に立派な人を選ぶことは、今更にこに申すまでもありません。

ところでこの大切な選挙の投票には市の選挙課で実施調査の結果作製した、基本選挙人名簿一八五九四〇名（十月二十五日現在集計）に名前が登録してない投票が出来ないことになっております。本年十二月二十日以前に行われる選挙には、本年九月十五日現在で調整した、基本選挙人名簿を使用することになっておりますから、左の基本選挙人名簿の整備期間をお忘れなく、是非一度登録の有無を確認して下さい。

ぜひ一度確認して下さい

……基本選挙人名簿を……

縦覧期間は

11月5日から同19日まで

△場所 市選挙管理委員会事務局、及び市出張所（同所管地区のみ）
△期日 昭和二十九年十一月五日から同十九日まで
但し出張所は、土曜日前中、日曜は休み
午前八時三十分から午後五時まで
△時間
（市選挙管理委員会事務局）

市内優良

「理美容所」を選定

理美容所を営む場合には、理美容師法により、一定の規模がもたらされていいますが、最近業者も非情にふえていまして、公衆衛生の立場からその向上を計るため、この市内の理美容所について、店舗の構造とか、設備の整った等々を特に審査して、その優秀なものを表彰する選定大会を十一月中旬に開催することになりました。選定要領は次の通り

△選定方法
①理美容師法の規定を標準とし、主として各団体の推選して、一定の基準点数に基づき、市内の優良理美容所から選定する。
②選定委員は保健所側八名、業者側十六名で百点満点の採点方式により選定委員の合議制で優良店舗をきめる。

△表彰
選定委員会の具申に基づき、東西保健所が行う。
○選定 十一月八、九、十日
○表彰 十一月十七日
（東西保健所）

第二回世界聯邦アジア会議

広島大会開催

来る十一月十一日、十二日の両日、本川小学校で広島市で二回目の世界聯邦アジア会議広島大会が開催されます。世界聯邦運動の促進や、アジア諸民族間の協力の増進とアジア人の生活水準の向上を目的とするこの会議は、前回は「広島宣言」等も発表され、世界各國に多大の反響を起しました。今回はこの問題を更に深く掘りさげて、真の平和達成へ、よりよい成果を挙げようとする、皆様の御協力をお願いいたします。

御利用下さい

火災報知機を

△区域 相生橋、稲荷橋、平和橋、鶴見橋を開き地域及び鷹野橋消防局前道路から百メートル道路に至る間、四十メートル
△使用方法 一、丸型の箱（地上から約一・五メートルの位置）についているガラス蓋を押し中のボタンを押して下さい。二、ボタンを押すと箱の中のベルが鳴ります。ベルが鳴ると火災の知らせが確実に消防署に通知されるので、出火場所にも近い火災報知機で通報して下さい。従ってなるべく遠方の火災には使用しないようにして下さい。二、消防自動車が出た後、出火場所を誘導していただくのと好都合です。三、電話で通報する場合は、従前通り「火災」の二・九番を利用して下さい。四、絶対に、勝手に使用してはいけません。
（消防局）

行事メモ

文化の日 十一月三日

十一月三日は、文化の日で、この日は国民が自由と平和を愛し、文化を進める決意を新たにする意義ある日である。この日に行われる行事は、
△第十回市民プロムナード・コンサート
主催 広島県、市教育委員会、中国新聞社、広島中央放送局、広島国際文化協会
時間 午後二時半（雨天の場合は十一月七日（日）場所 上流川町緑地（当日午後二時より無料開放）プログラム
1 レコード・コンサート
2 南条節子（広島県指定、無形文化財、山梨都新井町）
3 レコード・コンサート（児童文化会館）

勤労感謝の日

十一月二十三日

来る十一月二十三日は、勤労感謝の日です。この日は一部の農民と労働者の区別なく、働くもの総てが勤労を尊び、生産を祝って、お互いこの人間の尊い生活の営み文化の推進に対して、感謝しあう日です。広島市でもこの日を中心に左記の通り各種の行事を行う予定です。
△優良労働者の表彰
△勤労者大会
△日勤労働者慰労会
△勤労者労働者慰労会
△業務災害による入院患者の慰問
（労政課）